

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(水産林政総務課)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(同)	一
○漁業災害補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産振興課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○道路の供用開始	(同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(都市計画課)	三
○土地改良事業計画変更の認可	(東部地方振興事務所)	四
○公聴会の開催(二件)	(都市計画課)	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	五
○教育委員会定例会の開催		五
○選挙管理委員会		六
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		六
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		六

告 示

○宮城県告示第七百七十八号
県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の第三項の規定により公告する。
令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
宿の沢	水利施設等保全高度化事業(一般型(基幹水利施設保全型))	令和三年十一月十六日
川北	区画整理事業(農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業))	令和五年三月二十四日
川北2期	区画整理事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業))	令和五年三月二十四日

○宮城県告示第七百七十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域	小型合併漁業	令和五年十一月二十八日		本吉郡南三陸町歌津字大磯九十一	漁業災害補償	二人
宮城県漁業協同組合の歌津支所のうち大磯の区域				阿部邦広 本吉郡南三陸町歌津字大磯百四十六 三浦勝一	漁業災害補償 令和三年政令第三号(第九十九号)第六条に規定する漁業	

○宮城県告示第七百八十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城県第九十七加入区	区 域 平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法)に基づく漁業に係る加入区の設定された宮城県雄勝協同組合の雄勝町の地区のうち天神及び立浜の区域	届出年月日 令和五年十一月二十八日	発起人の住所及び氏名 石巻市雄勝町立浜字天神三十八一十二 横江 健至	養殖業の種類 漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二十九号)第三十八條の四に規定するほたて貝等養殖業	区域内特定養殖業者数 十一人
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------	----------------------	------------------------------------------	---------------------------------------------------------	-------------------

○宮城県告示第七百八十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城県第九十七加入区	区 域 平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法)に基づく漁業に係る加入区の設定された宮城県雄勝協同組合の雄勝町の地区のうち飯子浜の区域	届出年月日 令和五年十一月二十八日	発起人の住所及び氏名 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子二百十五一十 阿部 貴俊 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子二百十五一四 阿部 寛之	養殖業の種類 漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二十九号)第三十八條の四に規定するほたて貝等養殖業	区域内特定養殖業者数 十人
-------------------	------------------------------------------------------------------------------	----------------------	--------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	------------------

○宮城県告示第七百八十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等

補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和五年十二月十九日から令和六年一月二日まで縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 石巻市雄勝町大須字館森四十六 阿部 悟 石巻市雄勝町桑浜字羽坂三十三番地七 今野 忠夫	加入区 雄勝町東部加入区 宮城県漁業協同組合雄勝町東部支所 宮城県石巻市雄勝町小島字和田十八一十三

○宮城県告示第七百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 奥松島松島公園線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変 更 の 区 間	
後	前	変更の 敷地の幅員 (メートル)	変更の 敷地の延長 (メートル)
一三・二 二〇・五	一三・二 二〇・五	一、一三〇・〇	一、一三〇・〇

東松島市宮戸字元屋敷二九番地先から同市宮戸字村一六番一地先まで

○宮城県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	奥松島松島公園線	東松島市宮戸字元屋敷二九番地先から同市宮戸字村一六番一地先まで	令和五年十二月二十一日

○宮城県告示第七百八十五号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百八十六号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地

2 名称

五号 名子山通り緑道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百八十七号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

愛島台地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百八十八号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園

2 名称

二・二・六九二号 西公園

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、登米市東和町土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和五年十二月八日認可した。
令和五年十二月十九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石川佳洋

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和五年十二月十九日

一 公聴会の日時及び場所

宮城県知事 村井嘉浩

日 時	場 所
令和六年一月十六日（火）午後七時から	石巻市穀町十五番二号 石巻市ささえあいセンター

二 件名

石巻広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、

石巻市及び東松島市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和六年一月九日（火）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意

見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 石巻広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化区域に編入する。

市町村名	地区名	面積（ha）
石巻市	西道下	二一・一
東松島市	赤井川前三番	一・六

2 石巻広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化調整区域に編入する。

市町村名	地区名	面積（ha）
東松島市	上福田及び蛇沼向	九・二

3 石巻広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化調整区域から除外する。

市町村名	地区名	面積（ha）
東松島市	上福田及び蛇沼向	九・二

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三・三三三四）を行うこと。

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和五年十二月十九日

宮城県知事 村井嘉浩

一 公聴会の日時及び場所

日	時	場	所
令和六年一月三十日(火)	午後七時から	気仙沼市八日町一丁目一番十号	気仙沼市役所ワン・テン庁舎

二 件名

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、気仙沼市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和六年一月二十三日(火)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

- (一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針
六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三二・三三三四)に行うこと。

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和五年十二月十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市飯野坂四丁目三十一番一、三十三番一、
四百三十二番一、四百三十三番七、三十一番一の
地先の道、三十三番一の地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
仙台市青葉区本町二丁目十六番十号
積水ハウス不動産東北株式会社

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和五年十二月十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字海老沢八番十、八番十一、
八番十二、八番十三、八番十四、八番十五、九十
二番一の一部、九十二番四、九十二番十二、黒川
郡大衡村大衡字糸繰十一番一、十一番八の一部、
十一番九、十一番十の一部、十一番十一、十二番
四の一部、十四番一の一部、十六番五の一部、十
八番十四の一部(第二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
名古屋市長東区一社三丁目七番地
株式会社ユニホー

教育委員会

〇宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

令和五年十二月十九日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一日時 令和五年十二月二十六日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

三事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

第三号議案 令和七年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

〇宮選管告示第百四十二号

令和五年十二月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の

とおりである。

令和五年十二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、二二五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三八、八四一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉 選挙区 八三、〇八七 岩沼 選挙区 一一、〇八六

宮城野 選挙区 五三、二二四 登米 選挙区 二一、二二九

若林 選挙区 三九、一一〇 栗原 選挙区 一八、一八〇

太白 選挙区 六五、八五四 東松島 選挙区 一〇、九四六

泉 選挙区 五九、四九七 大崎 選挙区 三五、四〇七

石巻・牡鹿 選挙区 四〇、六七五 富谷・黒川 選挙区 二五、四八五

塩釜 選挙区 一五、〇一〇 柴田 選挙区 二二、五三七

気仙沼・本吉 選挙区 二〇、四七一 亘理 選挙区 一一、八八二

白石・刈田 選挙区 一一、七二九 宮城 選挙区 一三、七八〇

名取 選挙区 二一、七八七 加美 選挙区 八、〇二五

角田・伊具 選挙区 一一、三六四 遠田 選挙区 一一、〇五〇

多賀城・七ヶ浜 選挙区 二二、五〇〇

〇宮選管告示第百四十三号

令和五年十二月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十二月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

